本資料のうち、枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-工-D-01-0059_改 0	
提出年月日	2020年11月13日	

基本設計方針に関する説明資料

【第77条 通信連絡を行うために必要な設備】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年11月

東北電力株式会社

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (計測制御系統施設の基本設計方針)

較表において追記したもの (比較対象外)			
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/16版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備(発電所内) 重大事故等が発生した場合において,発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信連絡設備(発電所内)として,必要な数量の衛星電話設備(固定型),衛星電話設備(携帯型),無線連絡設備(固定型),無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。	設計の差異 (通信連絡設備の多様性の相違。) 表現上の差異 (女川 2 号は通信連絡設備の設置場所につ
			< 柏崎刈羽 7 号との比較> 設計の差異 (柏崎刈羽 7 号固有の設備に関する記載。)
		なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を 考慮した数量の予備を保管する。 【77条1】	
		衛星電話設備 (携帯型) は, 緊急時対策所内に保管 する設計とする。 【77条2】	表現上の差異 (東海第二は通信連絡設備の設置場所に関 する記載をまとめて記載している。)
		無線連絡設備 (携帯型) は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。 【77条3】	
		携行型通話装置は中央制御室内に保管する設計とする。 【77条4】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(計測制御系統施設の基本設計方針)

衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置する設計とする。 【77条5】	
緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設置し、SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする。 【77条6】 【76条24】	設備名称の相違
	<柏崎刈羽7号との比較> 設計の差異 (柏崎刈羽7号固有の設備に関する記載。)
衛星電話設備(固定型) <mark>及び無線連絡設備(固定型</mark>)は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。 【77条7】	設計の差異 (通信連絡設備の多様性の相違。)
中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、中央制御室待避所においても使用できる設計とする。 【77条8】	
	表示システム (SPDS) のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設置し、SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする。 【77条6】 【76条24】 衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。 【77条7】 中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、中央制御室待避所においても使用できる設計とする。

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比較表において追記したもの(比較対象外)

★ 先行審査プラントの記載との比較表(計測制御系統施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/16版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考	
		中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 【77条9】		
		緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型) 及び無線連絡設備(固定型)は、非常用交流電源設備 に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、 代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時 対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計と する。 【77条10】	の相違。) 設計の差異	
		衛星電話設備 (携帯型),無線連絡設備 (携帯型)及び携行型通話装置は,充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。 【77条11】	設備名称の相違	
		充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。 【77条12】	設備名称の相違	
		安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ 収集装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動 力電源が喪失した場合においても、代替電源設備であ る常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備 からの給電が可能な設計とする。 【77条13】	設備名称の相違	

- 3 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (計測制御系統施設の基本設計方針)

		No. de		
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/16版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考	
		安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 【77条14】	設計の差異	
		重大事故等が発生した場合に必要な通信連絡設備 (発電所内)及び安全パラメータ表示システム (SPDS) については、基準地震動Ssによる地震力に対し、地 震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持 するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施 するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐 震性を有する電線管等に敷設する設計とする。 【77条15】	設備名称の相違	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (計測制御系統施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/16版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		4.2 通信連絡設備 (発電所外) 重大事故等が発生した場合において,発電所外 (社 内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を 行うために必要な通信連絡設備 (発電所外)及び計測 等を行った特に重要なパラメータを発電所外 (社内外) の必要な場所で共有するための通信連絡設備 (発電所 外)として,必要な数量の衛星電話設備 (固定型),衛 星電話設備 (携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電 話及び IP-FAX)を設置又は保管する設計とする。な お,可搬型については必要な数量に加え,故障を考慮 した数量の予備を保管する。 【77条16】	表現の相違 (女川 2 号は通信連絡設備の設置場所について,【77条17】【77条18】【77条19】に分
		衛星電話設備 (携帯型) は, 緊急時対策所内に保管する設計とする。 【77条17】	表現の相違 (東海第二は通信連絡設備の設置場所に関 する記載をまとめて記載している。)
		衛星電話設備(固定型)は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置する設計とする。 【77条18】	
		統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP 電話及び IP-FAX) は,緊 急時対策所内に設置する設計とする。 【77 条 19】	
		重大事故等が発生した場合において、発電所内から 発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要な データを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成 するデータ伝送設備を緊急時対策所内に設置する設計 とする。 【77 条 20】 【76 条 27】	設備名称の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

− 先行審査プラントの記載との比較表(計測制御系統施設の基本設計方針)

************************************		X (田茂田) 阿尔加尼联 2/22 个联 田 万里1	1
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/16版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		衛星電話設備(固定型)は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。 【77条21】	
		また、中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)は、中央制御室待避所においても使用できる設計とする。 【77条8】	設計の差異 (女川 2 号は当該通信連絡設備を中央制御 室待避所においても使用できる設計として いる。)
		中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)は, 非常用交流電源設備に加えて,全交流動力電源が喪失 した場合においても,代替電源設備である常設代替交 流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が 可能な設計とする。 【77条22】	
		衛星電話設備(携帯型)は、充電式電池を使用する 設計とする。 【77条23】	設備名称の相違
		充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。 【77条24】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (計測制御系統施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/16版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム, IP 電話及び IP-FAX) は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 【77条25】	設備名称の相違
		データ伝送設備は、非常用交流電源設備に加えて、 全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源 設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用 代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 【77条 26】	設備名称の相違 設計の差異 (女川では代替電源からの給電について多 様性を有している。)
		重大事故等が発生した場合に必要な通信連絡設備 (発電所外)及びデータ伝送設備については、基準地 震動Ssによる地震力に対し、地震時及び地震後にお いても通信連絡に係る機能を保持するため、固縛又は 固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号 ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管 等に敷設する設計とする。 【77条27】	設備名称の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (計測制御系統施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/16版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/16版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 通信連絡設備のうち無線連絡設備,衛星電話設備,携行型通話装置,安全パラメータ表示システム(SPDS),統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及びデータ伝送設備は,二以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。 【77条28】	備考 設計の差異 (現状、女川2号では通信連絡設備は共用しない設計としている。)	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (発電用原子炉の運転を管理するための制御装置)

(参考))柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/16版) 東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 備考 4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 (1) 中央制御室機能 d. 通信連絡 重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことができるものとする。 【77条1】【77条16】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

亜水車項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
 (通信連絡を行うために必要な	基本設計方針(後)	本文	添付書類八 10. その他発電用原子炉の附属	及び基本設計方針との対比	
(週間連絡を打りために必要な 設備)		ヌ その他発電用原子炉の附属施	10. ての他先电用原子炉の附属 施設		
記文·7用 /		ス ての他発電用原子炉の削属施 設の構造及び設備			
		13.1			
		(3) その他の主要な事項	10.12.2 重大事故等時		
		(vii) 通信連絡設備	10.12.2.1 概要		
		発電用原子炉施設には、重大事	重大事故等が発生した場合に		
		故等が発生した場合において,発	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
		電所の内外の通信連絡をする必	- /		
		要のある場所と通信連絡を行う	絡を行うために必要な通信連絡		
		ために必要な通信連絡設備を設	設備を設置又は保管する。 ①(①		
		置又は保管する。 1 (①a②a 重	a②a 重複)		
		複)	通信連絡設備の系統概要図を		
			第 10.12-1 図に示す。 🍑		
			10.12.2.2 設計方針		
			(1) 発電所内の通信連絡を行う		
			ための設備		
第七十七条 発電用原子炉施設	重大事故等が発生した場合に	重大事故等が発生した場合に	重大事故等が発生した場合に	設備設計の明確化	計測制御系統施設
には、重大事故等が発生した場合	おいて、発電所内の通信連絡をす	おいて、発電所内の通信連絡をす	おいて、発電所内の通信連絡をす	(通信連絡設備の設置台数につ	4.1 通信連絡設備(発電所内)
において当該発電用原子炉施設	る必要のある場所と通信連絡を	る必要のある場所と通信連絡を	る必要のある場所と通信連絡を	いて明確化している。)	発電用原子炉の運転を管理す
の内外の通信連絡をする必要の	行うために必要な通信連絡設備	行うための通信連絡設備(発電所	行うための通信連絡設備(発電所		ための制御装置
ある場所と通信連絡を行うため	(発電所内)及び計測等を行った	内), ①a 緊急時対策所へ重大事	内),緊急時対策所へ重大事故等		4.12.2 中央制御室及び中央
に必要な設備を施設しなければ	特に重要なパラメータを発電所	故等に対処するために必要なデ	に対処するために必要なデータ		御室外原子炉停止機能
ならない。①②	内の必要な場所で共有するため	ータを伝送できる安全パラメー	を伝送できる安全パラメータ表		
【解釈】	に必要な通信連絡設備(発電所	タ表示システム (SPDS) 1	示システム (SPDS) 及び計測		
1 第77条に規定する「当該発	内)として,必要な数量の衛星電	(①1 重複) 及び計測等を行った	等を行った特に重要なパラメー		
電用原子炉施設の内外の通信連	話設備(固定型),衛星電話設備	特に重要なパラメータを発電所	タを発電所内の必要な場所で共		
絡をする必要のある場所と通信	(携帯型),無線連絡設備(固定	内の必要な場所で共有するため	有するための通信連絡設備(発電		
連絡を行うために必要な設備」と	型),無線連絡設備(携帯型)及	の通信連絡設備(発電所内)を設	所内)を設ける。 ◆ (①a①b①1 重		
は、以下に掲げる措置又はこれと	び携行型通話装置を設置又は保	ける。①b	複)		
同等以上の効果を有する措置を	管する設計とする。なお、可搬型		a. 通信連絡設備(発電所内)		
行うための設備をいう。	については必要な数量に加え,故	重大事故等が発生した場合に	重大事故等が発生した場合に		
a) 通信連絡設備は、代替電源設	障を考慮した数量の予備を保管	おいて,発電所内の通信連絡をす	おいて,発電所内の通信連絡をす		
備(電池等の予備電源設備を含	する。	る必要のある場所と通信連絡を	る必要のある場所と通信連絡を		
む。) からの給電を可能とするこ	①a①b①c①d①e①f①g 【77 条	行うための <u>通信連絡設備(発電所</u>	行うための通信連絡設備(発電所		①c①d①e①f①g 引用元:P2
Ł. 3	1]	内)として, 衛星電話設備, 無線	内)として,衛星電話設備,無線		
		連絡設備及び携行型通話装置を	連絡設備及び携行型通話装置を		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜米車位との対比率

		要求事項。	との対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	图 ()	設置又は保管する設計とする。①	設置又は保管する設計とする。	人の金石版前の新でも別れ	
			○ ((1)c 重複)		
		緊急時対策所へ重大事故等に	緊急時対策所へ重大事故等に		
		対処するために必要なデータを	対処するために必要なデータを		
		<u>対処するために必要なナータを</u> 伝送するための設備として, デー			
		タ収集装置、SPDS伝送装置及	タ収集装置、SPDS伝送装置及		
		びSPDS表示装置で構成する	びSPDS表示装置で構成する		
		安全パラメータ表示システム(S			
			安全パラメータ表示システム(S		
		PDS)を設置する設計とする。	PDS)を設置する設計とする。		
			◆(①1 重複)		
		佐日島で加速のこと佐日島で	衛星電話設備のうち衛星電話		⇒1 2014-1/20 元 65-46-≥0.
	衛星電話設備(携帯型)は、緊	衛星電話設備のうち衛星電話	設備(携帯型)は、緊急時対策所		計測制御系統施設
	急時対策所内に保管する設計と	設備 (携帯型) ①d は, 緊急時対	内に保管する設計とする。①(①		4.1 通信連絡設備(発電所内)
	する。	策所内に保管する設計とする。①	h②d 重複) 無線連絡設備のうち		
	①h 【77 条 2】	h②d 無線連絡設備のうち無線連	無線連絡設備(携帯型)は、中央		
		終設備 (携帯型) ①e は, 中央制	制御室及び緊急時対策所内に保		
	無線連絡設備 (携帯型) は,中	御室及び緊急時対策所内に保管	管する設計とする。 🗘 (①i 重複)		同上
	央制御室及び緊急時対策所内に	<u>する設計とする。</u> ①i	携行型通話装置は,中央制御室		
	保管する設計とする。	携行型通話装置は,中央制御室	内に保管する設計とする。 🗘 (①		
	①i 【77条3】	内に保管する設計とする。	j 重複)		
		①j	安全パラメータ表示システム		
	携行型通話装置は中央制御室	<u>安全パラメータ表示システム</u>	(SPDS)のうちデータ収集装		同上
	内に保管する設計とする。	(SPDS) のうちデータ収集装	置は、制御建屋内に設置し、SP		
	①j 【77 条 4】	置は,制御建屋内に設置し,SP	DS伝送装置及びSPDS表示		
		DS伝送装置及びSPDS表示	装置は,緊急時対策所内に設置す		
	衛星電話設備 (固定型) 及び無	装置は,緊急時対策所内に設置す	る設計とする。 ① (①m 重複)		同上
	線連絡設備(固定型)は,中央制	<u>る設計とする。</u> ①m	衛星電話設備のうち衛星電話		
	御室及び緊急時対策所内に設置		設備(固定型)及び無線連絡設備		
	する設計とする。	衛星電話設備のうち衛星電話	のうち無線連絡設備(固定型)は,		
	①k 【77 条 5】	<u>設備(固定型)</u> ①f 及び無線連絡	中央制御室及び緊急時対策所内		
		設備のうち無線連絡設備(固定	に設置し,屋外に設置したアンテ		
		型) ①g は, 中央制御室及び緊急	ナと接続することにより,屋内で		
		時対策所内に設置し, ①k②e 屋	使用できる設計とする。また,衛		
	緊急時対策所へ重大事故等に	外に設置したアンテナと接続す	星電話設備及び無線連絡設備の		同上
	対処するために必要なデータを	ることにより,屋内で使用できる	うち中央制御室内に設置する衛		
	伝送するための設備として、安全	設計とする。 ①n②i また, 衛星	星電話設備(固定型)及び無線連		
	パラメータ表示システム (SPDS)	電話設備及び無線連絡設備のう	絡設備(固定型)は、中央制御室		
	のうちデータ収集装置は、制御建	ち中央制御室内に設置する衛星	待避所においても使用できる設		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜米車位との対比率

		要求事項。	との対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	屋内に設置し、SPDS 伝送装置及	電話設備 (固定型) 及び無線連絡	計とする。 ((n000i 重複)		
	び SPDS 表示装置は,緊急時対策	設備(固定型)は、中央制御室待			
	所内に設置する設計とする。	避所においても使用できる設計			
	①1①m 【77条6】	<u>とする。</u> ①o			①1①m 引用元:P2
	衛星電話設備(固定型)及び無				計測制御系統施設
	線連絡設備(固定型)は、屋外に				4.1 诵信連絡設備(発電所内)
	設置したアンテナと接続するこ				4.1 通问是格权佣(光电////////////////////////////////////
	とにより、屋内で使用できる設計				
	とする。				
	①n 【77条7】				①n 引用元: P2
					(in)///// 12
	中央制御室内に設置する衛星				計測制御系統施設
	電話設備(固定型)及び無線連絡				4.1 通信連絡設備(発電所内)
	設備(固定型)は,中央制御室待				4.2 通信連絡設備(発電所外)
	避所においても使用できる設計				発電用原子炉の運転を管理する
	とする。				ための制御装置
	①				4.12.2 中央制御室及び中央制
					御室外原子炉停止機能
	中央制御室内に設置する衛星	衛星電話設備及び無線連絡設	衛星電話設備及び無線連絡設		計測制御系統施設
	電話設備 (固定型) 及び無線連絡	備のうち中央制御室内に設置す	備のうち中央制御室内に設置す		4.1 通信連絡設備(発電所内)
	設備(固定型)は,非常用交流電	る衛星電話設備(固定型)及び無	る衛星電話設備(固定型)及び無		
	源設備に加えて,全交流動力電源	線連絡設備(固定型)は,非常用	線連絡設備(固定型)は,非常用		
	が喪失した場合においても,代替	交流電源設備に加えて,全交流動	交流電源設備に加えて,全交流動		
	電源設備である常設代替交流電	力電源が喪失した場合において	力電源が喪失した場合において		
	源設備又は可搬型代替交流電源	も,代替電源設備である常設代替	も,代替電源設備である常設代替		
	設備からの給電が可能な設計と	交流電源設備又は可搬型代替交	交流電源設備又は可搬型代替交		
	する。	流電源設備からの給電が可能な	流電源設備からの給電が可能な		
	③a 【77 条 9】	<u>設計とする。</u> ③a③g	設計とする。 ① (③a③g 重複)		
	緊急時対策所内に設置する衛	衛星電話設備及び無線連絡設	衛星電話設備及び無線連絡設		同上
	星電話設備 (固定型) 及び無線連	備のうち緊急時対策所内に設置	備のうち緊急時対策所内に設置		
	絡設備(固定型)は,非常用交流	する衛星電話設備 (固定型) 及び	する衛星電話設備 (固定型) 及び		
	電源設備に加えて,全交流動力電	無線連絡設備(固定型)は、非常	無線連絡設備(固定型)は,非常		
	源が喪失した場合においても,代	用交流電源設備に加えて,全交流	用交流電源設備に加えて,全交流		
	替電源設備である常設代替交流	動力電源が喪失した場合におい	動力電源が喪失した場合におい		
	電源設備又は緊急時対策所用代	ても,代替電源設備である常設代	ても,代替電源設備である常設代		
					第77条-

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		1	この対比衣		1
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	替交流電源設備からの給電が可	替交流電源設備又は緊急時対策	替交流電源設備又は緊急時対策	200 00 1 200 100 100 100 100 100 100 100	
	能な設計とする。	所用代替交流電源設備からの給	所用代替交流電源設備からの給		
	③b 【77 条 10】	電が可能な設計とする。 ③b③j	電が可能な設計とする。 ① (③b		
			③j 重複)		
	衛星電話設備(携帯型),無線	衛星電話設備のうち衛星電話	衛星電話設備のうち衛星電話		計測制御系統施設
	連絡設備 (携帯型) 及び携行型通	設備 (携帯型) , 無線連絡設備の	設備 (携帯型) , 無線連絡設備の		4.1 通信連絡設備(発電所内)
	話装置は, 充電式電池又は乾電池	うち無線連絡設備 (携帯型) 及び	うち無線連絡設備 (携帯型) 及び		
	を使用する設計とする。	携行型通話装置は,充電式電池又	携行型通話装置は, 充電式電池又		
	③c 【77 条 11】	は乾電池を使用する設計とする。	は乾電池を使用する設計とする。		
		3c3h	◆(③c③h 重複)		
	充電式電池を用いるものにつ		充電式電池を用いるものにつ		同上
	いては、ほかの端末又は予備の充	いては、ほかの端末又は予備の充	いては、ほかの端末又は予備の充		PJ
	電式電池と交換することにより	電式電池と交換することにより	電式電池と交換することにより		
	7 日間以上継続して通話を可能	7日間以上継続して通話を可能	7日間以上継続して通話を可能		
	とし、使用後の充電式電池は、中	とし、使用後の充電式電池は、中	とし、使用後の充電式電池は、中		
	央制御室又は緊急時対策所の電	央制御室又は緊急時対策所の電	央制御室又は緊急時対策所の電		
	源から充電することができる設	源から充電することができる設	源から充電することができる設		
	計とする。また、乾電池を用いる	計とする。また、乾電池を用いる	計とする。また、乾電池を用いる		
	ものについては、予備の乾電池と	ものについては、予備の乾電池と	ものについては、予備の乾電池と		
	交換することにより、7日間以上	交換することにより、7日間以上	交換することにより、7日間以上		
	継続して通話ができる設計とす	継続して通話ができる設計とす	継続して通話ができる設計とす		
	3.	<u>3.</u> 3d3i	る。 � (③d③i 重複)		
	③d 【77条 12】	<u> </u>			
	安全パラメータ表示システム	安全パラメータ表示システム	安全パラメータ表示システム		同上
	(SPDS) のうちデータ収集装置	(SPDS)のうちデータ収集装	(SPDS)のうちデータ収集装		HJ
	は、非常用交流電源設備に加え	置は、非常用交流電源設備に加え	置は、非常用交流電源設備に加え		
	て,全交流動力電源が喪失した場	で,全交流動力電源が喪失した場	で,全交流動力電源が喪失した場		
	合においても、代替電源設備であ	合においても、代替電源設備であ	合においても、代替電源設備であ		
	る常設代替交流電源設備又は可	る常設代替交流電源設備又は可	る常設代替交流電源設備又は可		
	搬型代替交流電源設備からの給	搬型代替交流電源設備からの給	搬型代替交流電源設備からの給		
	電が可能な設計とする。	電が可能な設計とする。③e③1	電が可能な設計とする。 ① (③e		
	③e 【77条13】		③1 重複)		
	生会パラメータまデシフテル	生会パラメーカまデジュテル	生会パラメータまデシフティ		同上
	安全パラメータ表示システム	安全パラメータ表示システム	安全パラメータ表示システム		IM C
	(SPDS) のうち SPDS 伝送装置及 び SPDS 表示法署は、非常用充液	(SPDS)のうちSPDS伝送 技器及びSPDS表示技器は、非	(SPDS)のうちSPDS伝送 ************************************		
	び SPDS 表示装置は,非常用交流	装置及びSPDS表示装置は,非	衣胆以いる「D3衣小表胆は, 非		<u> </u>

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		女小事识	この対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	電源設備に加えて、全交流動力電	常用交流電源設備に加えて,全交	常用交流電源設備に加えて、全交	及い基本政司力到との利比	
	源が喪失した場合においても、代	流動力電源が喪失した場合にお	流動力電源が喪失した場合にお		
	替電源設備である常設代替交流	いても,代替電源設備である常設	いても,代替電源設備である常設		
	電源設備又は緊急時対策所用代	代替交流電源設備又は緊急時対	代替交流電源設備又は緊急時対		
	替交流電源設備からの給電が可	策所用代替交流電源設備からの	策所用代替交流電源設備からの		
	能な設計とする。	給電が可能な設計とする。3f	給電が可能な設計とする。 <a>◆○ (③		
	③f 【77条 14】		f 重複)		
			主要な設備は,以下のとおりと		
			する。		
			・衛星電話設備(固定型)		
			・衛星電話設備(携帯型)		
			・無線連絡設備 (固定型)		
			・無線連絡設備 (携帯型)		
			• 携行型通話装置		
			・安全パラメータ表示システム		
			(SPDS)		
			(データ収集装置,SPDS伝送		
			装置及びSPDS表示装置)		
			·常設代替交流電源設備(10.2		
			代替電源設備)		
			·可搬型代替交流電源設備(10.2		
			代替電源設備)		
			· 緊急時対策所用代替交流電源		
			設備(10.9 緊急時対策所)		
			2		
			その他,設計基準事故対処設備		
			である非常用交流電源設備を重		
			大事故等対処設備(設計基準拡		
			飛)として使用する。		
			JK/ CUCK/TIY Ø ♥		
			b 計測学な行った株に手囲む		
			b. 計測等を行った特に重要な		
			パラメータを発電所内の必要な		
			場所で共有する通信連絡設備(発		
		T. 1 11 her 20 m/s (1) 2 1 1 1 1 1 1	電所内)		
		重大事故等が発生した場合に	重大事故等が発生した場合に		
		計測等を行った特に重要なパラ	計測等を行った特に重要なパラ		
		メータを発電所内の必要な場所	メータを発電所内の必要な場所		
		で共有する通信連絡設備(発電所	で共有する通信連絡設備(発電所		hts an

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1~の展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

亜小車塔 しゅれいま

要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申 添付書類		設置許可,技術 及び基本設計方針		備考
		内) は, 通信連絡設備 (発電所内)	内) は,「(1) a. :	通信連絡設備			
		と同じである。 <mark>1</mark> (①b <u>重複</u>)	(発電所内)」と同	じである。 🗘			
			(①b 重複)				
	重大事故等が発生した場合に	重大事故等に対処するための			設備設計の明確化		計測制御系統施設
	必要な通信連絡設備(発電所内)	データ伝送の機能に係る設備及			(信号ケーブル等に	こついての耐	4.1 通信連絡設備(発電所内)
	及び安全パラメータ表示システ	び緊急時対策所の通信連絡機能			震設計についても明	確化した。ま	
	ム (SPDS) については,基準地震	<u>に係る</u> 設備としての <u>安全パラメ</u>			た,通信設備を総称	して「通信連	
	動Ssによる地震力に対し,地震	<u>ータ表示システム(SPDS)</u> ,			絡設備(発電所内)」	と記載した。)	
	時及び地震後においても通信連	無線連絡設備, 携行型通話装置及					
	絡に係る機能を保持するため,固	び衛星電話設備については,固縛					
	縛又は固定による転倒防止措置	<u>又は転倒防止</u> 処置を講じる等, <u>基</u>					
	等を実施するとともに, 信号ケー	準地震動S s による地震力に対					
	ブル及び電源ケーブルは, 耐震性	<u>し、機能</u> 喪失しない <u>設計とする。</u>					
	を有する電線管等に敷設する設	(a)					
	計とする。						
	④ a 【77 条 15】						
			(2) 発電所外とのi	通信連絡を行			
			うための設備				
	重大事故等が発生した場合に	重大事故等が発生した場合に	重大事故等が発生	生した場合に	設備設計の明確化		計測制御系統施設
	おいて,発電所外(社内外)の通	おいて,発電所外(社内外)の通	おいて,発電所外((社内外) の通	(通信連絡設備の影	は置台数につ	4.2 通信連絡設備(発電所外)
	信連絡をする必要のある場所と	信連絡をする必要のある場所と	信連絡をする必要の	のある場所と	いて明確化している	。なお、機器	発電用原子炉の運転を管理す
	通信連絡を行うために必要な通	通信連絡を行うために必要な通	通信連絡を行うたる		名称は工認名称とし	た。)	ための制御装置
	信連絡設備(発電所外)及び計測	信連絡設備(発電所外), ②a 発	信連絡設備(発電所	「外), 発電所			4.12.2 中央制御室及び中央
	等を行った特に重要なパラメー	電所内から発電所外の緊急時対	内から発電所外の関	緊急時対策支			御室外原子炉停止機能
	タを発電所外(社内外)の必要な	策支援システム (ERSS) へ必	援システム (ERS	S) へ必要な			
	場所で共有するための通信連絡	要なデータを伝送できるデータ	データを伝送できる	るデータ伝送			
	設備(発電所外)として,必要な	伝送設備 1 (2g 重複) <u>及び計測</u>	設備及び計測等を行	行った特に重			
	数量の衛星電話設備(固定型),	等を行った特に重要なパラメー	要なパラメータを多	発電所外の必			
	衛星電話設備 (携帯型) 及び統合	夕を発電所外の必要な場所で共	要な場所で共有する	るための通信			
	原子力防災ネットワークを用い	有するための通信連絡設備(発電	連絡設備(発電所外	ト)を設ける。			
	た通信連絡設備(テレビ会議シス	<u>所外)</u> を設ける。②b	♠(②a②b②g 重複))			
	テム, IP 電話及び IP-FAX) を設						
	置又は保管する設計とする。な		a. 通信連絡設備(発電所外)			
	お, 可搬型については必要な数量	重大事故等が発生した場合に	重大事故等が発生	生した場合に			
	に加え,故障を考慮した数量の予	おいて,発電所外(社内外)の通	おいて,発電所外((社内外) の通			
	備を保管する。	信連絡をする必要のある場所と	信連絡をする必要の	のある場所と			
	②a②b②c 【77条 16】	通信連絡を行うための通信連絡	通信連絡を行うたる	めの通信連絡			②c 引用元: P7
		設備(発電所外)として,衛星電	設備(発電所外)と	して, 衛星電			htt: n.a.

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	本平	 話設備及び統合原子力防災ネッ	総刊書類八 話設備及び統合原子力防災ネッ	及い 本平取引 万軒と の刈 戊	
		トワークを用いた通信連絡設備	トワークを用いた通信連絡設備		
		を設置又は保管する設計とする。	を設置又は保管する設計とする。		
		2c	◆ (②c 重複)		
		衛星電話設備は,通信連絡設備			
	衛星電話設備(携帯型)は,緊	(発電所内)と同じである。 5			計測制御系統施設
	急時対策所内に保管する設計と	重大事故等が発生した場合に	重大事故等が発生した場合に		4.2 通信連絡設備(発電所外
	する。	おいて,発電所内から発電所外の	おいて,発電所内から発電所外の		
	②d 【77 条 17】	緊急時対策支援システム(ERS	緊急時対策支援システム(ERS		②d 引用元: P2
		S) へ必要なデータを伝送できる	S) へ必要なデータを伝送できる		
	衛星電話設備(固定型)は,中	設備として,SPDS伝送装置で	設備として,SPDS伝送装置で	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
	央制御室及び緊急時対策所内に	構成するデータ伝送設備を設置	構成するデータ伝送設備を設置	いによる差異あり	
	設置する設計とする。	する設計とする。②g	する設計とする。 🗘 (②g 重複)		
	②e 【77条 18】		衛星電話設備は,「(1) a. 通		②e 引用元:P2
			信連絡設備 (発電所内) 」と同じ		
	統合原子力防災ネットワーク		である。�	設備記載の適正化	同上
	を用いた通信連絡設備(テレビ会	データ伝送設備は,緊急時対策	データ伝送設備は,緊急時対策	(設備名称を工認名称とした。)	
	議システム, IP 電話及び IP-	所内に設置する設計とする。 ②h	所内に設置する設計とする。		
	FAX) は、緊急時対策所内に設置	なお,データ伝送設備を構成する	(②h 重複) なお, データ伝送設		
	する設計とする。	SPDS伝送装置は、安全パラメ	備を構成するSPDS伝送装置		
	②f 【77 条 19】	ータ表示システム (SPDS) の	は,「(1) a . 通信連絡設備 (発電		
		SPDS伝送装置と同じである。	所内) 」と同じである。◆		
	重大事故等が発生した場合に	5	711 17 1 2114 2 2 6 5 5		同上
	おいて、発電所内から発電所外の	統合原子力防災ネットワーク	 統合原子力防災ネットワーク		127
	緊急時対策支援システム (ERSS)	を用いた通信連絡設備は,緊急時	を用いた通信連絡設備は、緊急時		
	へ必要なデータを伝送できる設	対策所内に設置する設計とする。	対策所内に設置する設計とする。		
	備として、SPDS 伝送装置で構成	<u>対東別的に故匿する故計とする。</u> ②f	対 東 別 下 別 に 故 直 り る 故 司 こ り る 。		
	するデータ伝送設備を緊急時対		♥ (@1 里阪/		
	/ - / / / / / / / / / / / / / / / / / /				
	策所内に設置する設計とする。				
	②g②h 【77条 20】				
	(#- D = 2-2-2) (#- / D = 2-2) (*) **				
	衛星電話設備(固定型)は、屋				同上
	外に設置したアンテナと接続す				
	ることにより,屋内で使用できる				
	設計とする。				
	②i 【77 条 21】				②i 引用元:P2
					第7

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表					
技術基準規則·解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	中央制御室内に設置する衛星 電話設備(固定型)は、非常用交 流電源設備に加えて、全交流動力 電源が喪失した場合においても、 代替電源設備である常設代替交 流電源設備からの給電が可能な設 計とする。 ③g【77条22】 衛星電話設備(携帯型)は、充 電式電池を使用する設計とする。 ③h【77条23】	**A	7以门 首 灰八	及び基本政制力更にの利比	計測制御系統施設 4.2 通信連絡設備(発電所外) ③g 引用元: P3 同上 ③h 引用元: P4
	いては、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。 ③i【77条24】				③i 引用元:P4
	緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム,IP電話及びIP-FAX)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備以は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。③k	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 ①(③k重複) 主要な設備は、以下のとおりとする。		同上
	③j③k 【77条 25】		・衛星電話設備 (固定型)		③j 引用元: P4 第77条

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜米車位との対比率

		要求事項。	との対比表 └───		
技術基準規則·解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	● 本本政司分司(仮)		・衛星電話設備 (携帯型)	及び基本政司分割との利比	
	データ伝送設備は、非常用交流		・・統合原子力防災ネットワーク	設備記載の適正化	計測制御系統施設
	電源設備に加えて、全交流動力電		・ 祝	(発電所外へのデータ伝送設備	4.2 通信連絡設備(発電所外)
					4.2 通信連絡設備(発電別外)
	源が喪失した場合においても,代		(テレビ会議システム, I P電話	が対象であるため、主語を適正化した。)	
	替電源設備である常設代替交流電源設備である常設代替交流		及びIP-FAX) ・データ伝送設備	<i>U/C</i> 。)	
	電源設備又は緊急時対策所用代		・		
	替交流電源設備からの給電が可能な記載します。				
	能な設計とする。 31 【77条 26】		代替電源設備) ・可搬型代替交流電源設備(10.2		③1 引用元: P4
	31 【77 朱 26】		代替電源設備)		[31 列用元:P4
			・緊急時対策所用代替交流電源		
			設備(10.9 緊急時対策所)		
			その他,設計基準事故対処設備		
			である非常用交流電源設備を重		
			大事故等対処設備(設計基準拡		
			人事故等対処設備(設計基準拡張)として使用する。		
			振月として使用する。 🍑		
			 b. 計測等を行った特に重要な		
			パラメータを発電所外の必要な		
			場所で共有する通信連絡設備(発		
			電所外)		
		重大事故等が発生した場合に	重大事故等が発生した場合に		
		計測等を行った特に重要なパラ	計測等を行った特に重要なパラ		
		メータを発電所外の必要な場所	メータを発電所外の必要な場所		
		で共有する通信連絡設備(発電所	で共有する通信連絡設備(発電所		
		外)は,通信連絡設備(発電所外)	外) は, 「(2) a. 通信連絡設備		
		と同じである。 <mark>I (②b 重複)</mark>	(発電所外)」と同じである。 🗘		
			(②b 重複)		
	重大事故等が発生した場合に	緊急時対策支援システム(ER	重大事故等に対処するための	設備設計の明確化	同上
	必要な通信連絡設備 (発電所外)	SS) へのデータ伝送の機能に係	データ伝送の機能に係る設備,緊	(信号ケーブル等についての耐	
	及びデータ伝送設備については,	る設備及び緊急時対策所の通信	急時対策支援システム(ERS	震設計についても明確化した。ま	
	基準地震動 S s による地震力に	連絡機能に係る設備としてのデ	S)へのデータ伝送の機能に係る	た、通信設備を総称して「通信連	
	対し, 地震時及び地震後において	<u>ータ伝送設備</u> , 衛星電話設備及び	設備及び緊急時対策所の通信連	絡設備(発電所外)」と記載した。)	
	も通信連絡に係る機能を保持す	統合原子力防災ネットワークを	絡機能に係る設備としての安全		
	るため, 固縛又は固定による転倒	用いた通信連絡設備については,	パラメータ表示システム(SPD		
	防止措置等を実施するとともに、	固縛又は転倒防止処置を講じる	S), データ伝送設備, 無線連絡		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項と	_ *>/1>0	<u> </u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		等, 基準地震動 S s による地震力	設備,携行型通話装置,衛星電話	及い金本政司カ町との利比	
	は、耐震性を有する電線管等に敷	に対し、機能喪失しない設計とす	設備及び統合原子力防災ネット		
	設する設計とする。	<u>る。</u> 4b	ワークを用いた通信連絡設備に		
	④ b 【77 条 27】		ついては、固縛又は転倒防止処置		
	1		を講じる等、基準地震動Ssによ		
	1		る地震力に対し、機能喪失しない		
	1		設計とする。 (4) (4) 重複)		
	1	非常用交流電源設備について	非常用交流電源設備について		
	!	は,「ヌ(2) 非常用電源設備の構	は,「10.1 非常用電源設備」に		
	1	造」に記載する。	記載する。		
	!	常設代替交流電源設備及び可	常設代替交流電源設備及び可		
	1	搬型代替交流電源設備について	搬型代替交流電源設備について		
	1	は, 「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」	は,「10.2 代替電源設備」に記		
	1	に記載する。	載する。		
	1	緊急時対策所用代替交流電源	緊急時対策所用代替交流電源		
	1	設備については,「ヌ(3)(vi) 緊	設備については, 「10.9 緊急時		
	1	急時対策所」に記載する。	対策所」に記載する。		
	!	5	4		
	通信連絡設備のうち無線連絡	無線連絡設備, 衛星電話設備,	非常用交流電源設備は,設計基	設備記載の適正化	計測制御系統施設
	設備, 衛星電話設備, 携行型通話	携行型通話装置,安全パラメータ	準事故対処設備であるとともに,	(個別機器ではなく, 系統名称と	4.2 通信連絡設備(発電所外)
	装置, 安全パラメータ表示システ	表示システム(SPDS),統合	重大事故等時においても使用す	して主語を記載している。)	
	ム (SPDS) ,統合原子力防災ネッ		るため,「1.1.7 重大事故等対処		
	トワークを用いた通信連絡設備		設備に関する基本方針」のうち,		
	及びデータ伝送設備は、二以上の	設備は, 二以上の発電用原子炉施	多様性,位置的分散等を除く設計		
	発電用原子炉施設と共用しない	設と共用しない設計とする。 (5)	方針を適用する。 ③		
	設計とする。				
	⑤ 【77 条 28】	通信連絡設備の一覧を以下に	 10.12.2.2.1 多様性, 位置的分散		
		示す。	基本方針については,「1.1.7.1		
	1	送受話器(ページング)(警報	多様性, 位置的分散, 悪影響防止		
	1	装置を含む。)	等に示す。		
	,	(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」	無線連絡設備のうち無線連絡		
	1	と兼用)	設備(固定型)及び衛星電話設備		
	,	一式	のうち衛星電話設備(固定型)の		
	,	局線加入電話設備	電源は、送受話器(ページング)		
		(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」	及び電力保安通信用電話設備と		
		と兼用)	共通要因によって同時に機能を		
	,	一式	損なわないよう、常設代替交流電		
	,	電力保安通信用電話設備	源設備又は可搬型代替交流電源		
		电刀体处地口用电站取佣			第 77 冬 — 10

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	との対比表	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」	設備及び緊急時対策所用代替交		
		と兼用)	流電源設備からの給電により使		
		一式	用することで,非常用交流電源設		
		社内テレビ会議システム	備及び通信用電源装置(蓄電池)		
		(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」	からの給電により使用する送受		
		と兼用)	話器(ページング)及び電力保安		
		一式	通信用電話設備に対して多様性		
		専用電話設備	を有する設計とする。また、無線		
		(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」	連絡設備(固定型)及び衛星電話		
		と兼用)	設備(固定型)は、中央制御室及		
		一式	び緊急時対策所内に設置するこ		
,		移動無線設備	とで、送受話器(ページング)及		
,		一式	び電力保安通信用電話設備と共		
,		4	通要因によって同時に機能を損		
		一 [常設重大事故等対処設備]	なわないよう位置的分散を図る		
		無線連絡設備(固定型)	設計とする。		
		(「へ(5)(vi) 中央制御室」及	携行型通話装置の電源は,送受		
		び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と	話器(ページング)及び電力保安		
		兼用)	通信用電話設備と共通要因によ		
		一式	って同時に機能を損なわないよ		
		衛星電話設備(固定型)	う, 乾電池を使用することで, 非		
		(「へ(5)(vi) 中央制御室」及	常用交流電源設備及び通信用電		
		び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と	源装置(蓄電池)からの給電によ		
		兼用)	り使用する送受話器(ページン		
		一式	グ)及び電力保安通信用電話設備		
		安全パラメータ表示シス	に対して多様性を有する設計と		
		テム (SPDS)	する。また、携行型通話装置は、		
		(「へ 計測制御系統施設の構	中央制御室に保管することで、送		
		造及び設備 及び「ヌ(3)(vi) 緊	受話器(ページング)及び電力保		
,		急時対策所」と兼用)	安通信用電話設備と共通要因に		
,		一式	よって同時に機能を損なわない		
,		統合原子力防災ネットワーク	よう位置的分散を図る設計とす		
,		を用いた通信連絡設備(テレビ会	3.		
,		議システム、IP電話及びIP-	無線連絡設備のうち無線連絡		
,		FAX)	設備(携帯型)及び衛星電話設備		
		(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」	のうち衛星電話設備(携帯型)の		
,		と兼用)	電源は、送受話器(ページング)		
		一式	及び電力保安通信用電話設備と		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1~の展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜米車頃との対比率

要求事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考	
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比		
		データ伝送設備	共通要因によって同時に機能を			
		一式	損なわないよう,充電式電池を使			
		3	用することで,非常用交流電源設			
		[可搬型重大事故等対処設備]	備及び通信用電源装置(蓄電池)			
		携行型通話装置	からの給電により使用する送受			
		一式	話器(ページング)及び電力保安			
		無線連絡設備 (携帯型)	通信用電話設備に対して多様性			
		(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」	を有する設計とする。また,無線			
		と兼用)一式	連絡設備 (携帯型) 及び衛星電話			
		衛星電話設備(携帯型)	設備 (携帯型) は, 緊急時対策所			
		(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」	内に保管することで、送受話器			
		と兼用)	(ページング)及び電力保安通信			
		一式	用電話設備と共通要因によって			
		3	同時に機能を損なわないよう位			
		携行型通話装置,無線連絡設	置的分散を図る設計とする。			
		備,衛星電話設備,統合原子力防	無線連絡設備,衛星電話設備及			
		災ネットワークを用いた通信連	び携行型通話装置は, それぞれ異			
		絡設備,安全パラメータ表示シス	なる通信方式を使用し, 共通要因			
		テム (SPDS) 及びデータ伝送	によって同時に機能を損なわな			
		設備は,設計基準事故時及び重大	いよう多様性を有する設計とす			
		事故等時ともに使用する。 4	る。			
			緊急時対策所内に設置する統			
			合原子力防災ネットワークを用			
			いた通信連絡設備の電源は,電力			
			保安通信用電話設備, 社内テレビ			
			会議システム、局線加入電話設備			
			及び専用電話設備と共通要因に			
			よって同時に機能を損なわない			
			よう、常設代替交流電源設備又は			
			緊急時対策所用代替交流電源設			
			備からの給電により使用するこ			
			とで、非常用交流電源設備、通信			
			用電源装置(蓄電池)及び充電式			
			電池からの給電により使用する			
			電力保安通信用電話設備,社内テ			
			レビ会議システム, 局線加入電話			
			設備及び専用電話設備に対して			
		1	多様性を有する設計とする。			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

		要求事	項との対比表 紫色: 基本設計方針 (前) と基	本設計方針(後)との対比 : 前回提出	出時からの変更箇所
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	图 (制御建屋及び緊急時対策所内	人(金)	
			に設置する安全パラメータ表示		
			システム (SPDS) 及びデータ		
			伝送設備の電源は,常設代替交流		
			電源設備又は可搬型代替交流電		
			源設備及び緊急時対策所用代替		
			交流電源設備からの給電により		
			使用することで,非常用交流電源		
			設備に対して多様性を有する設		
			計とする。		
			電源設備の多様性, 位置的分散		
			については「10.2 代替電源設備」		
			及び「10.9 緊急時対策所」にて		
			記載する。		
			\$		
			10.12.2.2.2 悪影響防止		
			基本方針については,「1.1.7.1		
			多様性,位置的分散,悪影響防止		
			等」に示す。		
			無線連絡設備のうち無線連絡		
			設備(固定型),衛星電話設備の		
			うち衛星電話設備(固定型),携		
			行型通話装置,統合原子力防災ネ		
			ットワークを用いた通信連絡設		
			備,安全パラメータ表示システム		
			(SPDS)及びデータ伝送設備		
			は,設計基準対象施設として使用		
			する場合と同じ系統構成で重大		
			事故等対処設備として使用する		
			ことで,他の設備に悪影響を及ぼ		
			さない設計とする。		
			無線連絡設備のうち無線連絡		
			設備 (携帯型) 及び衛星電話設備		
			のうち衛星電話設備(携帯型)は,		
			他の設備と独立して使用するこ		
			とで,他の設備に悪影響を及ぼさ		
			ない設計とする。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

		要求事項と	この対比表し
++ /字 井	設工認申請書	設置許可申請書	設置

安不事頃との対比表					
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	本本以刊力到(仮)	- 本文	(部門 首類八	及い基本収引力到との利比	
			*		
			10 10 0 0 0 世里の林山		
			10.12.2.2.3 共用の禁止		
			基本方針については,「1.1.7.1		
			多様性,位置的分散,悪影響防止		
			等」に示す。		
			無線連絡設備,衛星電話設備,		
			携行型通話装置,安全パラメータ		
			表示システム(SPDS),統合		
			原子力防災ネットワークを用い		
			た通信連絡設備及びデータ伝送		
			設備は,二以上の発電用原子炉施		
			設と共用しない設計とする。		
			♦		
			10.12.2.2.4 容量等		
			基本方針については,「1.1.7.2		
			容量等」に示す。		
			携行型通話装置は, 想定される		
			重大事故等時において,発電所内		
			の建屋内で必要な通信連絡を行		
			うために必要な個数を保管する		
			設計とする。保有数は,重大事故		
			等に対処するために必要な個数		
			と故障時及び保守点検時のバッ		
			クアップ用を加え,一式を保管す		
			る設計とする。		
			無線連絡設備のうち無線連絡		
			設備(固定型)は、想定される重		
			大事故等時において,発電所内の		
			通信連絡をする必要のある場所		
			と通信連絡を行うために必要な		
			個数を設置する設計とする。		
			無線連絡設備のうち無線連絡		
			設備(携帯型)は、想定される重		
			大事故等時において、発電所内の		
			通信連絡をする必要のある場所		
			と通信連絡を行うために必要な		
	1		- こ四旧圧加て11 ノに切に必安は		10t 11 12

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表 設置許可申請書 設工認申請書 設置許可申請書 設置許可,技術基準規則 技術基準規則 · 解釈 備考 基本設計方針(後) 及び基本設計方針との対比 本文 添付書類八 個数を保管する設計とする。保有 数は、重大事故等に対処するため に必要な個数と故障時及び保守 点検時のバックアップ用を加え, 一式を保管する設計とする。 衛星電話設備のうち衛星電話 設備(固定型)は、想定される重 大事故等時において,発電所内及 び発電所外の通信連絡をする必 要のある場所と通信連絡を行う ために必要な個数を設置する設 計とする。 衛星電話設備のうち衛星電話 設備(携帯型)は、想定される重 大事故等時において,発電所内及 び発電所外の通信連絡をする必 要のある場所と通信連絡を行う ために必要な個数を保管する設 計とする。保有数は、重大事故等 に対処するために必要な個数と 故障時及び保守点検時のバック アップ用を加え,一式を保管する 設計とする。 安全パラメータ表示システム (SPDS)は、想定される重大 事故等時において、発電所内の通 信連絡をする必要のある場所に 必要なデータ量を伝送すること ができる設計とする。 統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備は, 想定さ れる重大事故等時において、発電 所外の通信連絡をする必要のあ る場所と通信連絡を行うために 必要な個数を設置する設計とす

データ伝送設備は, 想定される

重大事故等時において,発電所外

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

		要求事	項との対比表 紫色: 基本設計方針 (前) と基	本設計方針(後)との対比 : 前回提出	寺からの変更箇所
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	G 1 8381774 1 (847	1/4	の通信連絡をする必要のある場	200 00 1 100 100 100 100 100 100 100 100	
			所に必要なデータ量を伝送する		
			ことができる設計とする。		
			8		
			10.12.2.2.5 環境条件等		
			基本方針については,「1.1.7.3		
			環境条件等」に示す。		
			携行型通話装置は,中央制御室		
			内に保管し、想定される重大事故		
			等時における環境条件を考慮し		
			た設計とする。		
			携行型通話装置は, 想定される		
			重大事故等時において,発電所内		
			の建屋内で使用し,使用場所で操		
			作が可能な設計とする。		
			無線連絡設備のうち無線連絡		
			設備 (固定型) 及び衛星電話設備		
			のうち衛星電話設備(固定型)は,		
			中央制御室及び緊急時対策所内		
			に設置し、想定される重大事故等		
			時における環境条件を考慮した		
			設計とする。		
			無線連絡設備のうち無線連絡		
			設備 (固定型) 及び衛星電話設備		
			のうち衛星電話設備 (固定型) の		
			操作は, 想定される重大事故等時		
			における環境条件を考慮した設		
			計とする。		
			無線連絡設備のうち無線連絡		
			設備 (携帯型) 及び衛星電話設備		
			のうち衛星電話設備(携帯型)は,		
			発電所内の屋外で使用し,使用場		
			所で操作が可能な設計とする。		
			安全パラメータ表示システム		
			(SPDS)のうちデータ収集装		
			置は、制御建屋内に設置し、想定		
			される重大事故等時における環		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

接所至準規則・解釈			女小尹只	との対比表		
規条件を考慮した認計とする。データを要がない設計とする。 「全なシメーク表示シメーク表示シメウム (SPPDS)のうちSPPDS信意 技術は、原金時事所内に設備 し、規定される五大本保等所に対 ける保急条件を考慮した設計と する。SPDS信念機能は、規定 される五大本保等等は発酵を行 う必要がない設計とする。 安全・ケラメーク表示システム (SPDS)のうちSPD支法示 要適に、原急時実所内に設備 し、規定される五大本保等所に対 ける機業条件を考慮した設計と する。SPDS表示の関係と続した設計と する。SPDS表示の関係と対しております。 は、規定される五大本保等所は対 いて、設備場所や支持に対して対 、対策に対して対 、対策に対しに対 、対策に対し対 、対策に対しに対 、対域に対	技術基準規則・解釈					備考
		在/FIXTI / (区/	17.2		次0年/-版时/2011 C 12/1/201	
・ 本の学師に施作を行う必要がない設計とする。						
い設計とする。 安全の19 のうちSPDS 公送 安盃は、野田の場所の市に設置 し、形定される最大年後時時にお ける原及条件を方慮した設計と する。SPDS は一度である。 安本のライク 表示とない。 安本の一度 また						
安全ペラメータ表示システム (SPDS)のうちSPDS伝送 装置に、緊急時対策所内に設置 し、態定される最大率数時時にお ける解験条件を対した設計と する、SPDS 伝送装置は、超定 される五大車が時に接げを行 う必要が少級計とする。 安全ペラメータ表示システム (SPDS)のうちSPDS表示 装置は、緊急時対策所に設置 し、形定される五大率数時時にお ける解放条件を考慮した設計と する。SPDS表示域便の操作 は、形定される五大率数時時にお いて、設置場所で可能な設計とす る。 統合原子方防災ネットワーク を用いた値信率施設を満出、緊急時 対策所に設置し、想定される五 大事故時における原境条件を 考慮した設計とする。 水・ドルボール・バ・成立場所で 可能な設計といて、波型場所で に渡される五大・変数時において、波型場所で 可能な設計とする。 アータ伝送取る所で 可能な設計とする。 アータ伝送取る所で 可能な設計とする。 データ伝送取る「大事故事時において、波型場所で 、成立場所で 、成立場所で 、対したの計と、な、成立場所で 可能な設計とする。 アータ伝送取る「大事故事時において、成立場所で 可能な設計とする。 アータ伝送取る「大事故事時において、成立場所で 可能な記計とする。 アータ伝送取る「大事故事時において、放立場所で 可能な記計とする。テータ伝送取る情 は、形定される五大事故事時において、近立場所で の可能な対象が対象 所内に配置し、想定される五大事故事時にあれる五大事故事時において、放立場所で の可能な対象が対象 の方になりません。						
(SPDS)のうち、SPDS 石匠送 装置は、聚急時対策所内に設置 し、販定さん 亜大字故学時にお ける環境条件を考慮した設計と する、SPD Sの数形と表示。 変全がランタボンステム (SPDS)のうち、SPD 表示 装置は、既全的が大字放学時にお ける環境条件を考慮した設計と する。SPD Sのうち、SPD 表示 装置は、既全的が東所に認置 し、那定される重大字故学時にお ける環境条件を考慮した設計と する。SPD Sののものでは を発展するを表示な学的にお いて、設定等れる重大字故学時にお いて、設定等れて、設定等れて 考慮した設計とする。域合原子力 防災ネットワークを用いた通信 連絡を開かたがしま定される重 大字故学時における「環境条件を 考慮した設計とする。域合原子力 防災ネットワークを用いた通信 連絡を開かませる。域合原子力 防災ネットリークを用いた通信 連絡を開かませる。域合原子力 防災ネットリークを用いた通信 連絡を開かままたする。 データを追旋機能、緊急時対策 所内に設置し、想定される重 大字故学時において、設度場所で 可能な設計とする。。 データを追旋機能、悪心をおる重 大字故学時において、設度場所で 可能な設計とする。データを成態機能、 原本時対策 所内に設置し、想定される重 大字故学時において、設定場ので 可能な設計とする。データを成態機能、 第二次で表示を対象を表示を考慮 した設計とする。データを成態機能、 第二次できるがないでは対とする。						
装置は、緊急時対策所内に設置 し、想定される重大事故等時に指作を行う が実がかい競計とする。 SPDS 伝書装置は、那定 される重大事故等時に操作を行う が実がかい競計とする。 安全パッメータ表示システム (SPDS)のSPDS表示 装置し、影急時対策所内に設置 し、想定をなる重大事故等時における はるを表示装置の操作 は、想定される重大事故等時におけて、設置場所で可能な設計とす る。 「数合原子力防災ネットワークを 用いた適何連絡設備は、緊急時対策所に設置し、想定される重大事故等時において、設置場所で が発売した設計とする。 を会原子力防災ネットワークを 用いた適何連絡設備は、場合所子力 防災ネットワークを用いた適何連絡設備の提供し、規定される重大事故等時には、現定される重大事故等時には、現定される重大事故等時には、現定される重大事故等時には、現定されて、設置場所で 可能な設計とする。デーク伝送設備は、認念時対策 所内に設備し、現定される重大事故等解とないて、設置場所で 可能な設計とする。デーク伝送設備は、認定される重大事故等解とないて、設定場所で 可能な設計とする。データ伝送設備は、認定される重大事故等解と表示で 「データーを選集を作る考慮した設計とする。」 「大きない」						
し、形定される 薫大事故等時における原筑条件を考慮した設計とする。 SP に設性図は、						
ける環境条件を考慮した設計とする。SPDS伝送装置は、地定される成本体験時に操作を行う必要がない認計とする。安全パラメータ表示システム (SPDS)のうちSPDS表示 装蔵は、緊急時対策所内に設蔵し、想念を対る重大本等時における環境条件を考慮した設計とする。SPDS表示技蔵の操作 は、想定される重大本等等時におけて、設置場所で可能な設計とする。 。 試合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に返放しる競技条件を考慮した設計とする。終合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等時における競技条件を考慮した設計とする。就合原子力防災ネットの多用いた通信連絡設備の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設備の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。データ任送設備は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。データ任送設備は、想定される重大事故等時に対して最良条件を考慮した設計とする。テータ任送設備						
する。SPDS伝送装置は、想定される重大率を取られる重大率を取られる重大率を対象に対している。 安全パラメーク表示システム (SPDS)のうちSPDS表示 装置は、想定される重大事故等時に設置 し、想定される重大事故等時に設置 し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。SPDS表示装置の操作 は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。 統合原子力的災条ットワーク を用いた通信連絡設備は、繁急時 対策所内に設置し、想定される重 大事故等時における環境条件を 考慮した設計とする。統合原子力 防災条ットワークを用いた通信 連絡設備の操作は、想定される重 大事故等時における環境条件を 考慮した設計とする。 データ伝送設備は、緊急時対策 所内に設置し、思定される重大事故等時に実治の環境条件を考慮 した設計とする。データ伝送設備 は、想定される重大事故等時に操 作を行う必要がない設計とする。						
される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。 安全パラメータ表示システム (SPDS)のうちSPDS表示 装置は、緊急時対策所内に設置 し、規定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。SPDS表示装置の操作 は、規定される重大事故等時におけいて、設置場所で可能な設計とする。 統合原子力防災ネットワーク を用いた通信線器砂、規定される重大事故等時における環境条件を 考慮した設計とする。統合原子力 防災ネットワークを用いた通信 連絡設備の操作は、規定される直大事故等時におけて、設定場所で 可能な設計とする。 データ伝送設備は、集急時対策 所内に設置し、規定される直大事故等時におけて、設定場所で 可能な数計とする。データ伝送設備には、原急時対策 所内に設置し、規定される重大事故等時において、設定場所で 可能な数計とする。データ伝送設備 は、規定される重大事故等時において、設定場所で 可能な数計とする。データ伝送設備 は、規定される重大事故等時において、対策場合を対策を持ちます。 データに対して、対策を持ちます。 アータに対して、対策を持ちます。 アータに対して、対策を持ちまする。 アータに対して、対策を持ち						
う必要がない設計とする。 安全パラメータ表示システム (SPDS)のうちSPDS表示 装置は、緊急時対策所内に設置 し、想定される重大事故等時にお ける環境条件を考慮した設計と する。SPDS表示装置の操作 は、想定される重大事故等時にお いて、設置場所で可能な設計とす る。 統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備は、緊急時 対策所内に設置し、想定される重 大事故等時における環境条件を 考慮した設計とする。統合原子力 防災ネットワークを用いた適信 連絡設備の操作と 考慮した改計とする。就会原子方 防災ネットの一クを用いた適信 連絡設備の操作は、想定される重 大事故等時において、設置場所で 可能な設計とする。 データ伝送設備は、緊急時対策 所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮 した設計とする。データ伝送設備は、現立される重大事 故等時における環境条件を考慮 した設計とする。データ伝送設備 は、規定される重大事 な等時における環境条件を考慮						
安全パラメータ表示システム (SPDS)のうちSPDS表示 装置は、緊急時対策所内に設置 し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計と する。SPDS表示装置の機作 は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とす る。 統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を 考慮した設計とする。統合原子力 防災ネットワークを用いた通信 連絡設備の機作は、想定される重大事故等時における環境条件を 考慮した設計とする。 データ伝送設備は、緊急時対策 所内に設置し、想定される重大事故等時におけ、設置場所で 可能な設計とする。 データ伝送設備は、緊急時対策 所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮 した設計とする。データ伝送設備 は、想定される重大事故等時に接						
(SPDS)のうちSPDS表示 装置は、緊急時対策所内に設置 し、想定される重大事故等時にお ける環境条件を考慮した設計と する。SPDS表示装置の操作 は、想定される重大事故等時にお いて、設置場所で可能な設計とす る。 統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備は、緊急時 対策所内に設置し、想定される重 大事故等時における環境条件を 考慮した設計とする、総合原子力 防災ネットワークを用いた通信 連絡設備の操作は、想定される重 大事故等時において、設置場所で 可能な設計とする。 データ伝送設備は、緊急時対策 所内に設置し、想定される重大事故等時において、設置場所で 可能な設計とする。 データ伝送設備は、緊急時対策 所内に設置し、想定される重大事 故等時におりる環境条件を考慮 した設計とする。データG送設備 は、想定される重大事故等時に操						
装置は、緊急時対策所内に設置 し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。SPDS表示装置の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。 総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。 データ伝送設計とする。 データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置し、規定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。 データ伝送設備は、異念時対策所内に設置し、規定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送設備は、基定主番を重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送設備にまた事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送設備に基立れる重大事故等時に提供を考慮した設計とする。データ伝送設備に表述を表述を持续に提供を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を						
し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。SPDS表示装置の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、聚急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の操作は、想定される重大事故等時における環境条件を表記して、設置場所で可能な設計とする。 データ伝送設備は、聚急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送設備は、思定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送設備は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送設備は、建定される重大事故等時に設置し、想定される重大事故等時に設置し、想定される重大事故等時に設置し、想定される重大事故等時に設計とする。データ伝送設備は、規定される重大事故等時に設計とする。				装置は、緊急時対策所内に設置		
ける環境条件を考慮した設計とする。SPDS表示装置の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連総設備は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の機作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。 データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送設備に、以定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。ボータ伝送設備に、規定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送設備に、規定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。						
は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。				, = · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
いて、設置場所で可能な設計とする。				する。SPDS表示装置の操作		
る。 統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備は、緊急時 対策所内に設置し、想定される重 大事故等時における環境条件を 考慮した設計とする。統合原子力 防災ネットワークを用いた通信 連絡設備の操作は、想定される重 大事故等時において、設置場所で 可能な設計とする。 データ伝送設備は、緊急時対策 所内に設置し、想定される東済条件を考慮 した設計とする。データ伝送設備 は、想定される重大事故等時に操 作を行う必要がない設計とする。				は、想定される重大事故等時にお		
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送設備は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送設備は、想定される重大事故等時に複作を行う必要がない設計とする。				いて, 設置場所で可能な設計とす		
を用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。 データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。デ条件を考慮した設計とする。デ条件を考慮した設計とする。ボータ伝送設備は、想定される重大事故等時に場				る。		
対策所内に設置し、想定される重 大事故等時における環境条件を 考慮した設計とする。統合原子力 防災ネットワークを用いた通信 連絡設備の操作は、想定される重 大事故等時において、設置場所で 可能な設計とする。 データ伝送設備は、緊急時対策 所内に設置し、程定される重大事 故等時における環境条件を考慮 した設計とする。データ伝送設備 は、想定される重大事故等時に操 作を行う必要がない設計とする。				統合原子力防災ネットワーク		
大事故等時における環境条件を 考慮した設計とする。統合原子力 防災ネットワークを用いた通信 連絡設備の操作は、想定される重 大事故等時において、設置場所で 可能な設計とする。 データ伝送設備は、緊急時対策 所内に設置し、想定される重大事 故等時における環境条件を考慮 した設計とする。データ伝送設備 は、想定される重大事故等時に操 作を行う必要がない設計とする。				を用いた通信連絡設備は,緊急時		
考慮した設計とする。統合原子力 防災ネットワークを用いた通信 連絡設備の操作は、想定される重 大事故等時において、設置場所で 可能な設計とする。 データ伝送設備は、緊急時対策 所内に設置し、想定される重大事 故等時における環境条件を考慮 した設計とする。データ伝送設備 は、想定される重大事故等時に操 作を行う必要がない設計とする。				対策所内に設置し, 想定される重		
防災ネットワークを用いた通信 連絡設備の操作は、想定される重 大事故等時において、設置場所で 可能な設計とする。 データ伝送設備は、緊急時対策 所内に設置し、想定される重大事 故等時における環境条件を考慮 した設計とする。データ伝送設備 は、想定される重大事故等時に操 作を行う必要がない設計とする。				大事故等時における環境条件を		
連絡設備の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。 データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送設備は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。				考慮した設計とする。統合原子力		
大事故等時において、設置場所で 可能な設計とする。 データ伝送設備は、緊急時対策 所内に設置し、想定される重大事 故等時における環境条件を考慮 した設計とする。データ伝送設備 は、想定される重大事故等時に操 作を行う必要がない設計とする。				防災ネットワークを用いた通信		
可能な設計とする。 データ伝送設備は、緊急時対策 所内に設置し、想定される重大事 故等時における環境条件を考慮 した設計とする。データ伝送設備 は、想定される重大事故等時に操 作を行う必要がない設計とする。				連絡設備の操作は、想定される重		
データ伝送設備は、緊急時対策 所内に設置し、想定される重大事 故等時における環境条件を考慮 した設計とする。データ伝送設備 は、想定される重大事故等時に操 作を行う必要がない設計とする。				大事故等時において,設置場所で		
所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送設備は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。				可能な設計とする。		
故等時における環境条件を考慮 した設計とする。データ伝送設備 は、想定される重大事故等時に操 作を行う必要がない設計とする。				データ伝送設備は,緊急時対策		
した設計とする。データ伝送設備 は、想定される重大事故等時に操 作を行う必要がない設計とする。				所内に設置し,想定される重大事		
は、想定される重大事故等時に操 作を行う必要がない設計とする。				故等時における環境条件を考慮		
作を行う必要がない設計とする。				した設計とする。データ伝送設備		
				は, 想定される重大事故等時に操		
				作を行う必要がない設計とする。		
				③		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

要求事項と	この対比表
シャマカキキ	⇒几. 四

	設工認申請書	設置許可申請書	との対比表 し 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
汉州 垄 毕 观 则 *	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	7 州 行
			10.12.2.2.6 操作性の確保		
			基本方針については,「1.1.7.4		
			操作性及び試験・検査性」に示す。		
			衛星電話設備のうち衛星電話		
			設備(固定型),無線連絡設備の		
			うち無線連絡設備 (固定型) 及び		
			統合原子力防災ネットワークを		
			用いた通信連絡設備は,想定され		
			る重大事故等時において,設計基		
			準対象施設として使用する場合		
			と同じ系統構成で重大事故等対		
			処設備として使用する設計とし,		
			付属の操作スイッチにより,設置		
			場所で操作が可能な設計とする。		
			衛星電話設備のうち衛星電話		
			設備(固定型)及び無線連絡設備		
			のうち無線連絡設備(固定型)は,		
			中央制御室待避所で使用する場		
			合,中央制御室と切替えせずに使		
			用可能な設計とする。		
			衛星電話設備のうち衛星電話		
			設備 (携帯型) , 無線連絡設備の		
			うち無線連絡設備 (携帯型) 及び		
			携行型通話装置は, 想定される重		
			大事故等時において,設計基準対		
			象施設として使用する場合と同		
			じ系統構成で重大事故等対処設		
			備として使用する設計とし、人が		
			携行して移動し、付属の操作スイ		
			ッチにより, 使用場所で操作が可		
			能な設計とする。		
			携行型通話装置は、端末である		
			携行型通話装置と中継用ケーブ		
			ルドラム及び専用接続箱内の端		
			子の接続を簡便な端子接続とし、		
			接続規格を統一することにより、		
			使用場所において確実に接続で		
			きる設計とする。また、乾電池の		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

		要求事項	頁との対比表 紫色: 基本設計方針 (前) と基	本設計方針(後)との対比 : 前回提出	出時からの変更箇所
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	G 1 848174 E 1 (847	124	交換も含め容易に操作ができる	240 - 2411100 - 11111	
			とともに, 通信連絡をする必要の		
			ある場所と確実に通信連絡が可		
			能な設計とする。		
			安全パラメータ表示システム		
			(SPDS)及びデータ伝送設備		
			は、想定される重大事故等時にお		
			いて,設計基準対象施設として使		
			用する場合と同じ系統構成で重		
			大事故等対処設備として使用す		
			る設計とする。		
			安全パラメータ表示システム		
			(SPDS)のうちデータ収集装		
			置, 安全パラメータ表示システム		
			(SPDS)のうちSPDS伝送		
			装置及びデータ伝送設備は,常時		
			伝送を行うため,通常操作を必要		
			としない設計とする。		
			安全パラメータ表示システム		
			(SPDS)のうちSPDS表示		
			装置は, 付属の操作スイッチによ		
			り緊急時対策所内で操作が可能		
			な設計とする。		
			♠		
			10.12.2.3 主要設備及び仕様		
			通信連絡を行うために必要な		
			設備の主要機器仕様を第 10.12		
			-2 表及び第 10.12-3 表に示		
			す。◆		
			10.12.2.4 試験検査		
			基本方針については,「1.1.7.4		
			操作性及び試験・検査性」に示す。		
			無線連絡設備,衛星電話設備,		
			携行型通話装置,安全パラメータ		
			表示システム(SPDS),統合		
			原子力防災ネットワークを用い		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉 ・様式-1への展開表 (補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所 様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			た通信連絡設備及びデータ伝送 設備は,発電用原子炉の運転中又 は停止中に,機能・性能及び外観 の確認が可能な設計とする。◆♪		

【第77条 通信連絡を行うために必要な設備】

-: 該当なし : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

メツ取可ツ与ん刀						
77条(通信連絡を行うたと	めに必要な設備)					
技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方						
基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類		
発電所内の通信連絡設備	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	1	_	f, h, k		
発電所外の通信連絡設備	同 上	1	_	f, h, k		
通信連絡設備の代替電源 設備	同 上	1	1	a, b, c, d, g, i, j		
通信連絡設備の耐震性	設置許可との整合を鑑み記載して いる。	_	_	f, h, k		
共用	共用に関する個別設備の設計方針 について記載している。	_	_	e, f, h, k		
設置許可本文のうち、基本	は設計方針に記載しないことの考え方	ī				
項目	考え方			添付書類		
重複記載	設置許可の中で重複記載があるため	記載しな	い。	_		
非常用電源設備	第72条に対する内容であり、本条文	てでは記載	 はしない。	_		
主要設備	設置許可の中で重複記載があるため	記載しな	ر ر _°	_		
設計基準対象施設の通信 連絡設備	第 47 条に対する内容であり、本条文	てでは記載	はしない。	_		
記載箇所の呼び込み 設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しな ー				_		
. 設置許可添八のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方						
項目	考え方 添付書類					
重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。 -					
主要設備及び仕様	同 上 -					
非常用電源設備	第72条に対する内容であり、本条文では記載しない。 -					
記載箇所の呼び込み		載のため	記載しな	_		
多様性,位置的分散		てでは記載	なしない。	е		
悪影響防止	同 上			е		
共用の禁止	同 上			е		
容量等	同 上			е		
環境条件等	同 上			е		
操作性の確保	同 上			е		
試験検査	同 上			е		
試験検査 同 上 e 詳細な検討が必要な事項 e						
書類名						
要目表						
A 17 A						
単線結線図						
単線結線図	処に関する説明書					
	技術基準の条文、解釈への 基本設計方針で 記載する事項 発電所内の通信連絡設備 発電所外の通信連絡設備 通信連絡設備の代替電源 設備 連信連絡設備の耐震性 共用 設置許可本文のうち、基本 項目 重複記載 非常用電源設備 主要設備 設計基準対象施設の通信 連絡設備 記載箇所の呼び込み 設置許可添八のうち、基本 項目 重複記載 主要設備及び仕様 非常用電源設備 記載箇所の呼び込み 多様性、位置的分散 悪影響防止 共用の禁止 容量等 環境条件等 操作性の確保 試験検査 詳細な検討が必要な事項	77条 (通信連絡を行うために必要な設備) 技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方 基本設計方針で 記載する事項 発電所内の通信連絡設備 技術基準の要求を受けた内容として記載している。 発電所外の通信連絡設備	77条(通信連絡を行うために必要な設備) 技術基準の条文,解釈への適合性に関する考え方 基本設計方針で 記載する事項 発電所内の通信連絡設備	77条(通信連絡を行うために必要な設備) 技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方 基本設計方針で 記載する事項 発電所外の通信連絡設備 発電所外の通信連絡設備 通信連絡設備の代替電源 設備 通信連絡設備の代替電源 設備 通信連絡設備のでき電源である。 基本設計方針に記載している。 表本設計方針に記載しないことの考え方 項目 基別に関する個別設備の設計方針 について記載している。 表本設計方針に記載しないことの考え方 項目 著え方 重複記載 設置許可をの単で重複記載があるため記載しない。 非常用電源設備 第72条に対する内容であり、本条文では記載しない。 設置許可熱のあら、基本設計方針に記載しない。 設置許可の中で重複記載があるため記載しない。 設置許可をの呼び込みに関する記載のため記載しない。 設置許可統しのうち、基本設計方針に記載しないことの考え方 項目 著え方 重複記載 第72条に対する内容であり、本条文では記載しない。 設置許可統しのうち、基本設計方針に記載しない。 設置許可の中で重複記載があるため記載しない。 設置許可統しのうち、基本設計方針に記載しないことの考え方 項目 著え方 重複記載 第72条に対する内容であり、本条文では記載しない。 設置許可統しのうち、基本設計方針に記載しないことの考え方 項目 著え方 重複記載 第72条に対する内容であり、本条文では記載しない。 表述の所の呼び込み 設置許可の中で重複記載があるため記載しない。 表述の所の呼び込み 表述に対する内容であり、本条文では記載しない。 表述の所の呼び込み 多様性、位置的分散 第54条に対する内容であり、本条文では記載しない。 表述の所の呼び込み 多様性、位置的分散 第54条に対する内容であり、本条文では記載しない。 表述の所の呼び込み 多様性、位置的分散 第54条に対する内容であり、本条文では記載しない。 表述等防止 日上 共用の禁止 同上 共用の禁止 同上 環境条件等 同上		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第77条 通信連絡を行うために必要な設備】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

f	通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面
g	非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
1.	中央制御室の機能に関する説明書、中央制御室外の原子炉停止機能及び監視機能並びに緊急時
h	制御室の機能に関する説明書
i	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書
j	燃料系統図
k	緊急時対策所の設置場所を明示した図面及び機能に関する説明書
1	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
m	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書